

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

◆ 新住宅ローン減税

Q : 新しい住宅ローン減税の制度が創設されたそうですが、今までの制度とどう違うのでしょうか。

A : 控除期間が10年に短縮され、控除率が10年間すべて1%になります。

【解説】

平成11年から2年半の間講じられている住宅ローン控除制度の終了に伴い、景気に配慮して、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの制度として、新住宅ローン減税制度が創設されました。

新制度では、控除期間が15年から10年に短縮されますが、現行、1%・0.75%・0.5%の3段階となっている控除率が、10年間すべて1%になります。

今回の改正により、改正前の平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合には、期間を通じて最大587.5万円控除することができたのに対し、改正後の平成13年7月1日以後居住の用に供した場合には、最大500万円の控除となり、減税額が縮減されることになります。

ただし、ローン期間が15年以下の場合や、将来所得が減少する予定の者などは、従来の制度より有利なケースも生じます。

なお、平成16年中に居住の用に供した場合には、原則制度（年末借入金残高2,000万円以下の部分1%、2,000万円超3,000万円以下の部分0.5%、控除期間6年）となります。

